

令和6年6月26日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年6月26日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 農地法第3条の規定による許可の取消について
- 議案第 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 29 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について
- 第 4 号 非農地判断について

出席委員

2番	田中 慎二	3番	谷 新子	4番	宮脇 和幸	5番	横段 登
6番	高本 光之	7番	立花 達也	8番	水場 光輝	9番	今井 満
10番	亀山 博司	11番	秋光 貴志	12番	岡本 亮二	13番	島田 徹幸
14番	大道 正孝	15番	竹内 誠	16番	新田 隆次	17番	石田 尚則
18番	神藤 敦美	19番	北村 正次				

欠席委員

1番 柏木 健二

推進委員

山本 豊 小尻 博行

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時5分)

議長(北村) : それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、1番 柏木委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図と資料として「農用地利用集積計画(案)」と「農用地利用集積等促進計画」を送付しています。また、本日配付した「呉市農業委員会納涼会の開催について」です。ありますでしょうか。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、郷原町字オケ峠〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計300㎡の農振農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢及び遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員 : 2番 田中です。申請人は、姉弟の間柄です。姉の土地を弟が譲受、譲受人の所有する農地と合わせて耕作するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 2番の申請地は、東惣付町〇〇〇番、地目は畑、面積は合計304㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により売買するもので、譲受人

は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、長く放置された農地で、雑草が生えていました。周りに迷惑をかけないように、譲受人がきれいにしての申請です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町田原1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は54㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、音戸町田原の消防屯所を上に300m程進んだ、お寺の近くにあります。道も狭く、耕作が難しそうな土地ですが、がんばって管理するとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番と5番は譲受人が同一なので一括して、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：一括して説明させていただきます。4番の申請地は、倉橋町字西豊浜〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積の合計は317㎡。5番の申請地は、倉橋町字西豊浜〇〇〇〇番、地目は畑、面積は167㎡のいずれも第2種農地です。譲渡人は、遠方に居住しており、耕作困難なため売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、旧倉橋市民センターから西に300m程行った住宅が点在

する地域にあります。4番の申請地は、きれいに耕作されていました。5番の申請地は、周囲に住宅があるので、荒らして迷惑が掛からない様にと尋ねると、しっかり管理すると
の事でした。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可の取消について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字土休〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計284㎡の第2種農
地です。令和6年4月26日に、農地法第3条の規定による申請の許可をしておりました
が、この度、譲受人の希望により許可の取消願が提出されたものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。事務局の説明のとおりです。地主がしんどいけど頑張ると言っていま
すので、仕方ないのではないのでしょうか。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字明神越〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計200㎡のい
ずれも第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するものです。転用の計画に
つきましては、譲受人は申請地を建築資材置場として使用し、単管パイプや木材を仮置
きするものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制
法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、広交差点から長浜方面に向かった峠付近で弾薬庫の近くで

す。少々草が目立ちますが、以前から資材置場として使っていたようです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第28号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、押込3丁目〇〇〇番ほか12筆、地目は田又は畑、面積は合計で4,324㎡の第2種農地です。平成20年9月22日に相続により農地を取得したもので、田又は畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。事務局の説明のとおりです。全て、きれいに管理されていました。家の近くは、水稻が作付けされており、少し離れた場所には、野菜や果樹が作付けされていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり証明と決定します。

議 長：次の議案第29号につきましては、私が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、私は退席します。議長に第

2 順位の職務代理者である 14 番 大道委員を指名します。議長席へお願いします。

(14 番 大道委員議長席へ)

(北村会長の退席を確認)

議長：それでは、議事の進行をさせていただきます。

議長：次に、議案第 29 号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、資料の「農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。内容についてご説明いたしますので、資料の 1 ページをご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、安浦町大字中畑〇〇〇〇番（仮地番）外 14 筆で、合計面積は 7,681㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に 2 ページをご覧ください。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字京塚〇〇〇〇〇番〇 外 1 筆で合計面積は 1,014㎡です。設定する権利内容は、賃借権による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、資料のとおりとなっております。次に 3 ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した 共通事項です。4 ページと 5 ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、7 月 1 日付けで公告する予定です。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

(北村会長議長席へ)

(14 番 大道委員着席を確認)

(呉市農林水産課職員着席) (農地中間管理機構職員着席)

議 長：次に、議案第30号「農用地利用集積等促進計画に係る権利移転の意見の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、「農用地利用集積等促進計画案」についてご説明いたします。まず本案件については、「農地中間管理事業」に関連するものであるため、まずは、事業概要について説明させていただきます。農地中間管理事業とは、県知事が指定した農地中間管理機構が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大や効率化を図る担い手農家へ農地を貸し付ける制度です。広島県においては、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構として指定されております。今回提出しております貸し借りの事案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。なお本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、頂いたご意見については、今後の手続きの参考とするものです。本計画案の内容としましては、お手元にお配りしております、資料「農用地利用集積等促進計画案」のとおりです。計画は、1地権者に1枚となっております。表面には面積、設定期間、賃借金額を記載しております。裏面には契約の基本的な約束事（又貸しの禁止など）を記載しております。続いて添付の図面をご覧ください。当該地域の安浦町日之浦地区においては、令和5年度から令和8年度にかけて広島県が農地中間管理機構関連農地整備事業を実施しております。令和5年度に北丁部分の工事が実施され、先月の5月末に一時利用地の指定がされました。これをうけ、当該農地を中間管理している農地中間管理機構から地域の担い手として位置づけられている（有）〇〇〇へ転貸するものです。筆数は7筆で、合計面積は12,564㎡です。簡単ではございますが、以上で「農用地利用集積等促進計画案」の説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま呉市農林水産課から説明のありました「農用地利用集積等促進計画に係る権利移転」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。設定を受ける者から栽培計画は、提出されていますか。

農 林 水 産 課：栽培計画は、採択要件となりますので、添付資料として提出されています。

水 場 委 員：8番 水場です。私が懸念するのは、労働力に対し、経営面積が過大となっていることです。地元倉橋でもかなりの面積を管理していますが、常勤は3・4人程度です。この他、黒瀬や郷原の農地も借りています。加えて、今回の計画（12,564㎡）です。労働力をどの様に考えているのか知りたいです。

農 林 水 産 課：郷原の状況については、把握しきれていませんが、日之浦地区の計画では、増員を前提

とした計画が提出されています。また、認定農業者の改善計画についても、人を増やしていく旨の記述があります。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は呉市農林水産課の説明とおりに異議なしとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は異議なしと決定します。

（呉市農林水産課職員退席）（農地中間管理機構職員退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による届出が2件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について2件を証明し、非農地判断について302件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

議 場：なし

議 長：事務局から何か説明事項がありますか。

事 務 局：

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：先月の定例総会を欠席させていただき、東京で開催された全国農業委員会会長に出席してきました。農業委員会会長大会の後に大会決議書を携え、広島県選出国會議員への要請活動を行いました。6月11日は、会長・事務局長会議に出席、6月18日は、広島市で開催された、常設審議委員会農地部会に出席しました。明日開催の広島県農業会議総会に出席する予定です。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第7回総会は、7月31日 水曜日 午後4時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時45分)

以上は、令和6年第6回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員